

ユニバーサルサービス政策委員会（第8回） 議事概要

1. 日時 平成22年8月6日（金）14時00分～16時00分
2. 場所 総務省 共用10会議室（10F）
3. 出席者
委員 黒川主査、酒井主査代理、菅谷委員、関口委員、藤原委員、三友委員、長田委員、
國井委員、東海委員、高橋電気通信事業政策部会委員（オブザーバ）
総務省 原口電気通信事業部長、古市事業政策課長、二宮料金サービス課長、吉田料金サービス課企画官、安東料金サービス課課長補佐、鈴木料金サービス課課長補佐、園田料金サービス課課長補佐、山野料金サービス課課長補佐
4. 議題
ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）制度の在り方
5. 模様
事務局より資料について説明後、議論。

黒川：今回の委員会については、光IP電話をユニバーサルサービスとし、光ファイバ促進に繋げていくことがタスクフォースの中間報告に盛り込まれたことを契機としている。また、タスクフォースや「光の道」の議論とは別に、ユニバーサルサービスとしてのあるべき姿も意識しながら検討を行いたい。

酒井：ユニバーサルサービスの対象はメタル、光のどちらでもよいのではないかと、電波も含めた方が素直なのではないか等と思っているが、タスクフォースでの議論を受けて、今回、光IP電話がユニバーサルサービスの対象になるかどうか議題になったと理解している。資料3のP22にあるが、とりあえずはメタルの新規増加分の3千kmが対象になるという考えか。

事務局：まずは、宅地開発等の新規敷設が対象になると思う。諮問書の趣旨として、二重投資の回避について書かれていることから、まずはそこからの議論だと思っている。

酒井：増分の3千kmは、必ずしも条件不利地域ではないと思うが、一方で、条件不利地域については、メタルのままの方が効率的かも知れず、あえて光化することについてNTTにはモチベーションが働かないように思う。検討することは多く、また、うまく考えないといけない。

東海：現行のユニバーサルサービス制度について取りまとめた際、次期ユニバーサルサービス制度を検討する際は、抜本的改革になると思っていた。しかし、今回の諮問は、「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期」の議論であるという枠をはめており、「光の道」構想において、光IP電話を現行ユニバーサルサービス制度に調和させることを考えたのだと理解している。その考え方については、メタルのみを引き続きユニバーサルサービスとしておくと光化を抑制しかねないが、それを回避できるというメリット、また、二重投資を回避できるというメリットがあると理解している。いずれも確か

にその通りだが、現行ユニバーサルサービス制度については、需要が落ち込んでいるネットワークを放置しておく条件不利地域のサービスが赤字となりサービスが無くなってしまふところを、国民全体で支えるというのが基本スタンスとなっており、ブロードバンドや光IP電話のように今浸透しつつあるものを後押しすることとは本質が異なる。その二つを調和させる理屈の整理が必要。

高橋：「光の道」構想については、大変な議論が起こっているなど眺めていたが、どのような流れになるのか見極めた上で意見を述べたい。オープンな議論になって欲しいと期待している。

三友：今回の委員会では、ブロードバンドをユニバーサルサービスとすべきかという議論の一手手前の議論となっているが、本来は、ブロードバンドをユニバーサルサービスにする議論をすべきではないか。これまで総務省は、交付金等により、光をはじめとしたネットワークを地方に作ってきて、現在カバー率が100%に近づいているものの、維持・運営に苦勞している現状がある。IRUの公設民営方式により維持・運営を事業者任せにしている自治体はよいが、それができない公設公営方式の自治体は大変疲弊してきており、そういうところの費用をなるべく早く負担することが必要。一手手前の議論の間に地方が疲弊してしまふと、もうブロードバンドなんていらなくなってしまうのではないかと心配である。ユニバーサルサービス制度は本来条件不利地域の人々のためのものだが、今回の検討では、その人達の視点が失われているのではないかと。

黒川：電力系、ケーブル会社も光を設置しているし、地方自治体でも設置しているところもある。WIMAX等の電波もある。もっと幅広い議論が必要ではないか。

藤原：諮問書について気になる点がある。光IP電話をユニバーサルサービスとすることで二重投資を避けるとあり、一見ごもっともであるが、これはカスタマーズチョイスではない。専ら国策として、通信会社の経営戦略として、二重投資を回避する、NTTの二重投資を回避してあげるということである。また、資料3のP5について、NTT法を避けている。NTT法第3条の「電話」の解釈だが、従来は伝統的なメタルに限るとの解釈だったと思う。今回、その解釈を変えたのか。また、光IP電話にはアクセスサービスとバンドルしたメニューと光IP電話のみのメニューがあり、ユニバーサルサービスの対象になりうるのは光IP電話のみのメニューだと思うが、補填をするとしたときに、今までとイメージが違い、何を対象にするのか分かりにくい。光IP電話については、今まで電話の地域間格差の問題が、バンドルサービスの顧客とアンバンドルサービスの顧客の、顧客格差の問題となり得るのではないかと。光IP電話のユニバーサルサービス化の議論にははっきりしている部分としていない部分が並存している。そのほか、資料P20にメタルアクセスのIP網収容について記載されているが、今回の議論とどういう関わりがあるのか。

事務局：メタルアクセスのIP網収容については、現在NTTで検討中と聞いているが、将来このようなサービスが出来た際、それはユニバーサルサービスなのかどうかという確認の意味である。

藤原：現実問題として想定することが必要なのか。

事務局：NTTの検討を待ってということだが、その検討を待って議論を深めて欲しいということ。

黒川：タスクフォースにおいて、舟田先生から、契約関係の点等において、カスタマーの問題として光へのマイグレーションは簡単にはいかないと発言があった。また、NTTからも同様の意見が出ている。地権者との調整、集合住宅における在り方、洞道の使い方等。今回の議論との関係においては、補完的議論として、光IP電話をユニバーサルサービスにしておくマイグレーションが進むものというイメージだが、「そんなに簡単ではない」という反論はタスクフォースでも覚悟している。

関口：IP補正をどうするかが一つの論点。今までのやり方を続けるのなら簡単だが、やめるのであれば複雑になる。仮にメタルが全部巻き取られ光になるのなら、IP-LRICを作り同じように算定すればよいが、今回の想定ではそこまでいかない。二重投資の回避というのは、本来のユニバーサルサービスの議論の対象である条件不利地域とは関係なく、都市部の競争進展に伴うものであり、ユニバーサルサービスの範囲では無い。だが、少なくとも、光化の抑制の方向に議論が進むのは好ましくないので、前向きに議論したいと思うが、条件不利地域のIP化が進むかどうか見極めないと本質的な議論は出来ない。

菅谷：今回の検討によっても、公衆電話、緊急通報は変わらず、高コスト地域もNTTがサービス提供することは変わらないことから、制度上変更となるのは光IP補正の部分と理解した。藤原先生が指摘した参考資料P20の話が重要だと思う、諮問書の中でもOABJ-IP電話（光電話）がメタルIP電話なのか、光IP電話なのかがはっきりしない。OABJ-IP電話と言えばメタルIP電話も含まれるのだと思うが、その後（光電話）と記載がある。この点をしっかりと確認して議論した方がよい。また、NTTだけが条件不利地域にサービス提供しているのではなく、CATV事業者等も条件不利地域でサービス提供を行っている。そのような事業者の料金がNTTより安い場合は、「光の道」構想により光アクセスが全てNTTに統合されると、その地域の料金は値上がりすることとなるが、それでよいのか。これについては、ユニバーサルサービス委員会ではなく、タスクフォースの議論となるのか。

菅谷：最終的には、前回議論したレイヤ別でユニバーサルアクセスの方向に議論が発展すればいいと思う。光IP電話の定義には、メタルアクセスを含むのか。

藤原：資料3のP20を見ると、今回の主旨は左図から右図であり、メタルアクセスも含まないとおかしいのではないと思う。

関口：接続政策委員会で交換機のD70はあと5年もたず、その後はルータに変えざるを得ないと聞いたが。

事務局：NTT東西では、旧ノード交換機であるD70から、新ノード交換機への更改を順次進めていると聞いている。新ノード交換機はPSTNを構成する交換機の一つである。

酒井：左図の交換機をルータにしても同じ料金体系だったら、現行制度上、NTTとしては問題がない。

菅谷：加入電話とひかり電話は料金体系が異なるのか。

黒川：異なる。安ければ問題ないが、光単独利用だと高く、ブロードバンド利用者にとっては光IP電話の方が安いのだろう。電話だけで十分という人には、本当は高いサービスを安い価格で提供するが、全体のコストが低くなるのでよいとの話があるが、本当にそうなのか正確なところから分らず、そのあたりの確信が持てれば議論が一気に進むのではないかと思う。

國井：今回の検討においては、様々な課題があると認識している。ブロードバンドにおけるユニバーサルサービスの原則を確立して、基本的な考え方をまとめないと、バックグラウンドの無い一般消費者は議論に参加できない。原則に基づいた上で柔軟に取り組む必要があるのではないか。

黒川：難しい問題だということが分かってきたと思うので今日はその共通認識を持って欲しい。

長田：ブロードバンドが普及するまでの移行期について議論する前に、普及のさせ方の過程でユーザーに発生する事について議論をしないと、全然話が見えてこない。国民の一人一人を考えないといけないと思う。それもなく、光IP電話をユニバーサルサービスの対象にしてくれと言われても疑問。9割整備されているながら3割しか利用していないというのは、ニーズがないということではないか。

黒川：条件不利地域の人を守ろうとすると光化が進展しない、一方で、光化を進展させようすると条件不利地域の人が不利益を被る、という二項対立は避けたい。ヒアリングの後、二回の論点整理を行い、検討を進めたい。

事務局：次回は8月26日（木）午後3時から公開ヒアリングを行う。場所は別途お知らせする。

(以上)